

# In brief

## The latest news in financial reporting

pwc

No. 2014-09  
May 28, 2014

### 要点

収益を認識するすべての企業に変化が起ころうとしています。その変化は一部の企業ではより大きなものとなるでしょう。

## 収益認識—新たな幕開け

### 最新の動向

2014年5月28日、米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)(以下、「両審議会」)は、漸く、コンバージェンスされた収益認識に関する基準を公表しました。収益プロジェクトを注視してきた人々は、一部の業界において重要な変更が生じる可能性があり、また、ほぼすべての企業において一定レベルの変更が生じると考えています。以下では、新基準への移行にあたり、企業に最も重要な課題が生じる可能性のある領域の一部を要約しています。

#### 支配の移転

収益は、顧客が財またはサービスの支配を獲得したときに認識されます。顧客は、財またはサービスの使用を指図し、その財またはサービスからの便益を獲得する能力を有する場合に支配を獲得します。支配の移転は、リスクと経済価値の移転と必ずしも同じではなく、また今日考えられている利益稼得過程の結末とも必ずしも同じではありません。また企業は、収益を一定期間にわたり認識すべきか、一時点で認識すべきかの判断にあたり、新しいガイダンスを適用する必要があります。

#### 変動対価

企業は、特定の将来事象が発生するかしないかによって変動する対価を受け、財またはサービスを提供することに合意する場合があります。そのような例としては、返金を受取る権利、業績ボーナス、ペナルティー等があります。現在、これらの金額は、多くの場合、偶発事象が解消されるまで収益として認識されません。しかし今後は、変動対価の見積りは、見積りが変更された際にその金額が重大な収益の戻入れとならない可能性が高い(なお、米国会計基準では「probable」、IFRSでは「highly probable」と表記しています)場合には、取引価格に含まれます。経営者は、変動対価全額がこの規準を満たさない場合であっても、その一部(最小限の金額)がこの規準を満たしているかどうかを検討する必要があります。この一部の金額が、財またはサービスが顧客に移転されたときに収益として認識されます。このことは、現在すべての偶発事象が解消されるまで変動対価を計上していない多くの業界の企業に影響を与える可能性があります。経営者は、各報告期間にこの見積りを再評価し、それに合わせて収益を調整する必要があります。

また、変動対価が売上ベースまたは使用量ベースのロイヤルティである知的財産のライセンスについては、狭い範囲の例外規定があります。

#### 独立販売価格の比率に基づく取引価格の配分

単一の取決めにおいて複数の財またはサービスを販売している企業は、その対価をそれぞれの財またはサービスに配分しなければなりません。この配分は、企業がそれぞれの財またはサービスに対して単独で顧客に請求するであろう価格に基づきます。経営者は、独立販売価格を決定するために、まず、観察可能なデータを考慮しなければなりません。そのようなデータが存在しない場合には、企業は独立販売価格を見積もる必要があります。米国会計基準(US GAAP)に従って財務報告を行ない、カスタマー・ロイヤルティ・ポイントを発行しているような一部の企業は、これまでこのような評価を要求されていなかった財またはサービスについて、独立販売価格を決定する必要があります。

## ライセンス

企業の知的財産を顧客にライセンスを供与する場合には、当該ライセンスが一定の期間にわたり移転するか、あるいは一時点で移転するかを決定することが必要になります。一定の期間にわたり移転するライセンスは、ライセンス期間を通じて企業の知的財産へのアクセスを顧客に認めるものです。一時点で移転するライセンスは、ライセンスを供与した時点で、企業の知的財産を使用する権利を顧客に認めるものです。ライセンスが供与された時点で収益を認識するためには、顧客が、知的財産のライセンスの使用を指図し、ライセンスからの残りの便益のほとんどすべてを獲得できなければなりません。本基準には、このような評価を行う企業を支援するためにいくつかの例が含まれています。

## 貨幣の時間価値

一部の契約には、顧客あるいは企業に対して（明示的あるいは黙示的に）重大な資金提供の便益を提供するものがあります。これは、企業による履行と顧客による支払の時期が大幅に異なる可能性があることによります。契約に重大な金融要素が含まれる場合、企業は取引価格に貨幣の時間価値を反映させなければなりません。本基準は、一定の適用除外と、財またはサービスの移転と支払との間が1年未満の場合に企業が貨幣の時間価値を考慮しないことを許容する実務上の便法を設けています。

## 契約コスト

企業では、しばしば契約の獲得あるいは履行のためのコスト（販売手数料あるいは動員活動など）が発生することがあります。一定の要件を満たす契約コストは、資産計上され、収益が認識されるにつれて償却されます。場合によっては、より多くのコストが資産計上されることが予想されます。また経営者は、本基準の適用時点で完了していない契約にかかる契約コストの会計処理方法を検討することも必要になります。

## 開示

認識された収益および既存の契約から将来に認識されると見込まれる収益の両者についての洞察を提供するために、より広範な開示が要求されています。また、計上する収益を決定するために、経営者が行った重要な判断および当該判断の変更についての定量的情報および定性的情報が提供されることとなります。

## なぜ重要なのか？

この新しい基準は、US GAAPまたはIFRSを適用する多くの企業に影響を与えることとなります。また、現在業種別ガイドランスに従っている企業は、最も大きな影響を受けるでしょう。

## 次のステップは？

US GAAPに基づき報告を行う公開企業は、2016年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間に、また非公開会社は、2017年12月15日より後に開始する事業年度および翌事業年度に属する期中報告期間に本基準を適用することが要求されます（早期適用は認められません）。IFRSに基づき報告を行う企業は、2017年1月1日以後開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間に本基準を適用することが要求されます（早期適用は認められます）。なお、IFRSには、非公開会社に対して適用日を遅らせる措置はありません。